

産 労 政 第 9 9 号
令和2年5月25日

一般社団法人埼玉県経営者協会
会長 石井 進 様

埼玉県知事 大野 元裕
(公印省略)

埼玉県における緊急事態措置の解除及び一部緩和について（通知）

本日、政府対策本部において本県を含む1都3県が緊急事態宣言の対象区域から解除されました。

本県の新型コロナウイルス感染が縮小に至ったことは、県民、事業者の皆様による御協力によるものであり、改めて感謝申し上げます。特に医療関係者の皆様の献身的な御尽力には心より感謝申し上げます。

緊急事態宣言は解除されましたが、新型コロナウイルスの脅威がすべて無くなったわけではなく、しばらくはこのウイルスと共存していかなければなりません。今後は、感染拡大の防止と社会経済活動の両立が図られるよう、接触機会の縮小から感染機会の縮小へとステージを変えていきたいと存じます。

そこで本日、緊急事態宣言の解除に伴う本県における緊急事態措置の解除及び一部緩和について決定しました。（別紙1～3、参考1）

なお、これらの解除や緩和の前提として、「彩の国『新しい生活様式』安心宣言」の仕組みを設けており、事業者の皆様に取り組んでいただきたいと存じます。

一方、県民の皆様には、感染機会の縮小に向け4つのお願いをしたいと存じます。（参考2）

新型コロナウイルス感染症への対策は長期間になると思われませんが、新しい生活様式を進めることが、皆さんの愛する方や御家族・友人を守ることに繋がります。引き続き、御協力をお願いいたします。

ついては、県内企業やその従業員の方に周知をお願いいたします。

※「彩の国『新しい生活様式』安心宣言」については下記を御覧ください。

http://www.pref.saitama.lg.jp/a0804/atarashi_seikatsuyoshiki.html

担 当 雇用労働課 勤労者支援担当
電 話 048-830-4517
メー ル a4510-01@pref.saitama.lg.jp

埼玉県における緊急事態措置の解除について
(外出自粛要請)

令和 2 年 5 月 2 5 日

新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「法」という。）に基づき、令和 2 年 5 月 7 日から令和 2 年 5 月 3 1 日までの期間で緊急事態措置を実施しているところですが、政府の緊急事態解除宣言に伴い、下記のとおり解除します。

対象措置 : 外出自粛要請（法第 4 5 条第 1 項）

埼玉県における施設の使用停止等の協力要請の一部緩和について

令和 2 年 5 月 25 日

新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「法」という。）に基づき、令和 2 年 5 月 7 日から令和 2 年 5 月 31 日までの期間で施設の使用停止等の協力を要請しているところですが、県内の感染状況等や専門家の意見を踏まえ、下記のとおり一部緩和します。

- 1 協力要請事項
施設の使用停止等の協力要請（法第 24 条第 9 項）
- 2 対象施設
別表のとおり
- 3 緩和内容
徹底した感染防止策を講じることを前提に対象外とする。

施設の種類	内 訳
学校等	<u>自動車学校、学習塾その他これらに類する学習支援業を営む施設</u> 等
劇場等	劇場、観覧場、映画館、演芸場、集会場、公会堂、展示場 等
遊技場等	マージャン店、パチンコ店、ゲームセンターなどの遊技場 等
展示施設等	<u>図書館(予約貸出を除く)</u> 等
遊興施設等	ネットカフェ★、漫画喫茶★、カラオケボックス★、射的場、勝馬投票券販売所、場外車券売場

※ 下線は延べ床面積の合計が1000平方メートルを超えるものに限る。

★ 個室をオフィス用としてテレワークに活用する場合に限る。

埼玉県における酒類提供時間制限の一部緩和について

令和 2 年 5 月 2 5 日

新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「法」という。）に基づき、令和 2 年 5 月 7 日から令和 2 年 5 月 3 1 日までの期間で酒類の提供時間について午後 7 時までとしていただくよう協力を要請しているところですが、県内の感染状況等や専門家の意見を踏まえ、下記のとおり一部緩和します。

- 1 協力要請事項
飲食店での酒類の提供時間制限（法第 2 4 条第 9 項）
- 2 緩和内容
徹底した感染防止策を講じることを前提に午後 1 0 時まで延長する。

緊急事態措置等の解除・一部緩和について

分類	内容
外出自粛	外出自粛の解除 県外への移動・夜の繁華街への外出自粛などを協力要請
図書館	徹底した感染防止策を講じることを前提に 使用停止協力要請の対象から除外
自動車教習所、学習塾 (延べ床面積1,000㎡超のもの)	
劇場・映画館等	
パチンコ店等遊技場	
酒類提供	時間制限緩和 (午後7時 ⇨午後10時まで)

県民の皆様へお願い

- ◆ **県外**への不要不急な移動を控えてください。
- ◆ **夜の繁華街**への外出は自粛してください。
- ◆ 密閉・密集・密接といった「**3つの密**」を避けてください。
- ◆ 「**新しい生活様式**」をみんなで実践していきましょう。